

横浜市市税条例等の一部改正（令和2年9月分）

1 令和2年度税制改正関係

税目・改正項目	改正案の内容									
固定資産税 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応	<p>○ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 [市税条例第54条、第57条の3、第58条]</p> <p>固定資産税の納税義務者となる登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるよう制度化されたことに伴い規定を整備します。</p> <p>【適用】 条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者</p> <p>○ 使用者を所有者とみなす制度の拡大 [市税条例第41条]</p> <p>調査を尽くしても所有者が特定できない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課すことができるよう制度が拡大されたことに伴い規定を整備します。</p> <p>【適用】 令和3年度分以後の固定資産税</p> <p>〔所有者が特定できないため課税できないケース（例）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡した登記名義人から賃借していた者が居住を継続している ○ 相続放棄した者が居住している ○ 外国籍の所有者が死亡し、相続人が特定できない 									
都市計画税 減額措置の延長 （本市独自の減額措置）	<p>○ 耐震改修等が行われた住宅等に対する都市計画税に係る減額措置の延長 [市税条例附則第13条の7、第13条の8、第13条の8の2、第13条の8の3、第13条の9]</p> <p>地方税法において、耐震改修住宅等及び省エネ改修住宅に対する固定資産税の減額措置が2年延長されたことから、これを準用して本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に延長します。</p> <table border="1" data-bbox="438 1391 1426 1671"> <thead> <tr> <th>対象資産(家屋)</th> <th>減額内容</th> <th>改修工事の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震改修住宅等</td> <td>翌年度分 1/2減額 ※1※2</td> <td>2年延長 ※3 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>省エネ改修住宅</td> <td>翌年度分 1/3減額 ※1</td> <td>2年延長 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が2/3に拡充。 ※2 耐震診断義務付け家屋であった場合は、2年度分減額。 ※3 耐震診断義務付け家屋のうち、百貨店・病院等の多数の者が利用する一定の建築物等は、期間を3年延長し、令和5年3月31日まで。</p>	対象資産(家屋)	減額内容	改修工事の期間	耐震改修住宅等	翌年度分 1/2減額 ※1※2	2年延長 ※3 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	省エネ改修住宅	翌年度分 1/3減額 ※1	2年延長 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
対象資産(家屋)	減額内容	改修工事の期間								
耐震改修住宅等	翌年度分 1/2減額 ※1※2	2年延長 ※3 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで								
省エネ改修住宅	翌年度分 1/3減額 ※1	2年延長 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで								
その他	<p>○ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しに伴う個人市民税の規定の整備 [市税条例第29条、第34条、第34条の3、第34条の4]</p>									

2 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置関係

税目・改正項目	改正案の内容														
固定資産税・都市計画税	<p>○ 売上が減少している中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置に伴う規定の整備 [市税条例附則第9条]</p> <p>厳しい経営環境にある中小事業者等を対象として、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税を、売上高の減少割合に応じて、2分の1又はゼロに軽減する措置が講じられます。これに伴い、課税標準の特例に係る規定を整備します。</p> <p>なお、この措置による減収額については、全額国費で補填されます(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金)。</p> <table border="1" data-bbox="399 571 853 705"> <tr> <th>売上高の減少割合 ※</th> <th>軽減割合</th> </tr> <tr> <td>30%以上 50%未満減少</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少</td> <td>全額</td> </tr> </table> <div data-bbox="861 571 1412 694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《中小事業者等》 資本金の額が1億円以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人・個人事業者等</p> </div> <p>※ 令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高の前年同期比で判定。 【適用】令和3年度分の固定資産税・都市計画税</p>	売上高の減少割合 ※	軽減割合	30%以上 50%未満減少	1/2	50%以上減少	全額								
売上高の減少割合 ※	軽減割合														
30%以上 50%未満減少	1/2														
50%以上減少	全額														
固定資産税	<p>○ 中小事業者等が生産性向上のために取得した資産に係る特例措置の拡充に伴う課税割合の設定 [市税条例附則第9条]</p> <p>新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、「中小事業者等が生産性向上のために取得した先端設備等に係る固定資産税の特例措置」の適用対象が拡充され、一定の事業用家屋及び構築物が加えられました。この拡充された資産の課税割合について、次のとおり、ゼロに設定します。</p> <p>なお、この措置による減収額については、全額国費で補填されます(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金)。</p> <table border="1" data-bbox="399 1142 1404 1691"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産</th> <th colspan="2">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合の設定理由</th> </tr> <tr> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《既存の特例措置》 中小事業者等が、生産性向上特別措置法に基づいて市町村が認定する先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等※ ※ 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備(償却資産)</td> <td>【範囲】 ゼロ～ 1/2</td> <td>ゼロ</td> <td>市内の中小企業及び個人事業主の生産性向上を支援するため。</td> </tr> <tr> <td>《今回拡充》 先端設備等導入計画に従って取得した一定の 事業用家屋及び構築物を追加</td> <td>【範囲】 ゼロ～ 1/2</td> <td>ゼロ</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境にある中小事業者等を支援するため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】令和3年3月31日までに取得した資産について、新たに固定資産税が課される年度から3年度分</p>	対象資産	課税割合		課税割合の設定理由	地方税法	本市	《既存の特例措置》 中小事業者等が、生産性向上特別措置法に基づいて市町村が認定する先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等※ ※ 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備(償却資産)	【範囲】 ゼロ～ 1/2	ゼロ	市内の中小企業及び個人事業主の生産性向上を支援するため。	《今回拡充》 先端設備等導入計画に従って取得した一定の 事業用家屋及び構築物 を追加	【範囲】 ゼロ～ 1/2	ゼロ	新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境にある中小事業者等を支援するため。
対象資産	課税割合		課税割合の設定理由												
	地方税法	本市													
《既存の特例措置》 中小事業者等が、生産性向上特別措置法に基づいて市町村が認定する先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等※ ※ 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備(償却資産)	【範囲】 ゼロ～ 1/2	ゼロ	市内の中小企業及び個人事業主の生産性向上を支援するため。												
《今回拡充》 先端設備等導入計画に従って取得した一定の 事業用家屋及び構築物 を追加	【範囲】 ゼロ～ 1/2	ゼロ	新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境にある中小事業者等を支援するため。												
その他	<p>○ 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長 [市税条例附則第16条の6] (令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得 → 令和3年3月31日までに取得したものを対象)</p> <p>○ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への個人市民税の寄附金税額控除の特例の適用に係る規定の整備 [市税条例附則第7条]</p>														

3 その他、条例で引用している地方税法の項ずれに伴う改正等、条文整備を行います。